

報告事項(4)

習志野市子どもの読書活動推進計画の中間年度における取り組み内容の
見直しについて

習志野市子どもの読書活動推進計画の中間年度における取り組み内容の見直しに
ついて、別紙のとおり報告する。

令和5年3月22日報告

習志野市教育委員会
教育長 小 熊 隆

習志野市子どもの読書活動推進計画の中間年度における
 取り組み内容の見直しについて

本計画は、計画期間を平成31年度から令和7年度までの7カ年とし、「全ての子どもが読書の楽しさを知り、生きる力を育む読書環境づくり」の基本目標のもと、子どもの発達段階に応じた取り組み等、関係する庁内各所属において77事業を掲げ、実施している。

今年度、計画策定から4年が経過し、計画期間の中間点を迎えることから、計画に掲げる事業について、取り組み内容の見直しを行ったものである。

計画の進捗状況

1 計画に掲げた目標値の達成状況

計画では以下の6指標を設定し、目標値を定めている。

①読書が好きな子どもの割合

②月～金曜日の1日当たりの読書時間が30分以上の子どもの割合

③学校図書室や地域の図書館の利用回数が月1回以上の子どもの割合

④本が好きな保護者の割合

⑤子どもへの読み聞かせの回数が週1回以上の保護者の割合

⑥市立図書館で月1冊以上子どもの本を借りる保護者の割合

対象：児童生徒

対象：未就学児
 (保護者)

令和4年度現在、5項目において未達成である。

2 計画に掲げた各事業(77事業)の進捗状況

各所属への照会に基づき、A評価～C評価に分類した。

(R3実績 A評価：54事業 B評価16事業 C評価：7事業)

コロナの影響もあったが、特に、学校と図書館の連携等を課題として捉えている。

アンケートの実施

児童生徒や未就学児(保護者)の読書に関する現状把握のため実施した。

対象	媒体	期間	対象者数	回答者数	回答率
小学6年生	ちば電子 申請サービス	R4.9.1～ R4.9.26	1,422人	1,200人	84%
中学3年生			1,289人	903人	70%
高校2年生	紙	R4.9.1～ R4.9.12	316人	283人	90%
4歳児保護者	紙	R4.9.1～ R4.9.12	419人	312人	74%

アンケート集計結果や自由記載回答を踏まえ、特に、次の点を課題として捉えている。

[児童生徒対象]

- ・読書の面白さや、おすすめの本、各種イベントの情報などの情報発信により、学校図書室や市立図書館の利用頻度を上げること

[未就学児対象（対保護者）]

- ・図書館に行きたくても行けない保護者への対応
- ・図書館や幼保こども園から保護者に効果的な情報発信をすること

課題に対する今後の主な取り組み内容

[小学生・中学生対象]

- ◆一人一台タブレット端末への配信 (市立図書館)
図書館報「ティーンズレター」、ブックリスト「よんでみて!」、新着本情報、子供向けイベント情報 など
- ◆学校司書を活用した学校図書館の魅力化 (各学校・指導課)
学校司書が授業に参加しブックトークや資料探しを補助、学校司書が学校図書室でできることをPR、各学校間の情報共有 など
- ◆学校と市立図書館の連携 (各学校・指導課・市立図書館)
授業での市立図書館の活用促進のため休館日に図書館を開放 など

[未就学児対象]

- ◆「コドモン」を活用した保護者への情報を発信 (幼保こ園)
読み聞かせた本、おすすめしたい本、年齢に即した絵本 など
- ◆市立図書館の事業を積極的に案内 (こどもセンター(鷺沼))
社会教育課での予約本受取、図書館の読み聞かせ講座開催 など
- ◆絵本等の拡充 (こどもセンター(鷺沼)、きらっこルームやつ)
市立図書館の団体貸出、寄贈図書や除籍資料の活用、市立図書館作成の各種ブックリストの配布 など

※その他計画の変更箇所

事業番号 54 小中学校への図書館検索システム設置の検討

→ 1人1台タブレット端末貸与に伴い、項目を廃止

事業番号 62 電子図書館の導入の検討

→ 導入済みのため、電子図書館の利用の促進 に変更

習志野市子どもの読書活動推進計画 各事業実施状況表（令和3年度分）

事業番号	施策	総合評価	コロナを原因としてB・C評価	備考
基本方針Ⅰ 子どもが読書に親しむ機会の提供と充実				
1 家庭における子どもが読書に親しむ機会の提供と充実				
1	本の読み聞かせや家読の推奨	A		
2	ブックスタート事業の実施	B	○	
3	子育てハンドブックへの図書館利用案内の掲載	A		
4	誕生記念図書館カードの配布	A		
5	「えほんのじかん」の実施	B	○	
6	絵本の選び方講座の開催	A		
7	子どもの読書に関する相談サービス	A		
小計				
2 地域における子どもが読書に親しむ機会の提供と充実				
8	絵本コーナーの設置	A		
9	おはなし会の実施	C	○	
10	放課後児童会における読み聞かせの実施	B		
11	公民館における図書の貸出し	A		
12	おはなし会の実施	A		
13	地域文庫等の活動場所の提供	A		
14	地域文庫等への団体貸出しの実施	A		
15	「おはなし会のすすめ方講座」の開催	A		
小計				
3 学校・園等における子どもが読書に親しむ機会の提供と充実				
16	乳幼児の読書の習慣化への取組	B	○	
17	児童・生徒への読書の習慣化への取組	A		
18	児童・生徒の読書に対する表彰の実施	A		
19	図書委員会活動の活性化	A		
20	学校司書の活用	B		
21	学校おはなし会の実施	B	○	
22	図書館職員によるブックトークの実施	C	○	
小計				
4 図書館における子どもが読書に親しむ機会の提供と充実				
23	児童・生徒向け図書館報の発行	A		
24	児童・生徒向けブックリストの発行	A		
25	「おはなし会」の開催	A		
26	児童向け講座の開催	A		
27	読書手帳の配布	A		
28	1日図書館員の実施	A		
29	職場体験の受入れ	B	○	
30	子ども司書の検討	B		
31	障がいのある子どもの読書活動の支援	B		
32	移動図書館の学校への巡回	A		
33	中高生の図書館事業への参加	B	○	
34	出前講座の実施	C	○	
35	学習室を活用した中高生の図書館利用の促進	A		

事業番号	施策	総合評価	コロナを原因としてB・C評価	備考
基本方針Ⅱ 地域や学校等における読書環境の充実				
1 家庭における読書環境の充実				
36	図書館利用の推奨	B		
2 地域における読書環境の充実				
37	こどもセンター・きらっ子ルームにおける読書環境の充実	A		
38	放課後児童会における読書環境の充実	B		
39	公民館における読書環境の充実	A		
40	地域における読書施設の情報提供	C	○	
41	団体貸出し用図書の実施	A		
42	市民からの本の寄贈の受付	A		
3 学校・園における読書環境の充実				
43	保育所・幼稚園・こども園における読書環境の充実	A		
44	子どもが絵本に触れる機会増加への取組	B		
45	学校図書館の資料の充実	A		
46	学級文庫の充実	A		
47	学校図書館のICT化の検討	B		
48	学校図書館の効果的な運用	A		
49	障がいのある子どもの読書の支援	A		
50	読書活動に関する研修会への参加	A		
51	学校司書の配置	A		
52	団体貸出しの実施	A		
53	朝の読書用図書セットの貸出し	A		
54	小中学校への図書館検索システム設置の検討	C		※1
4 図書館における読書環境の充実				
55	子どもの本の充実	A		
56	子ども向けサービスの充実	B	○	
57	展示コーナーの充実	A		
58	子ども向け郷土資料コーナーの充実	A		
59	子ども向けホームページの充実	A		
60	SNSの活用の検討	A		
61	日本語を母国語としない子どもへの支援	A		
62	電子図書館の導入の検討	C		※2
63	図書館職員の研修会参加	A		
基本方針Ⅲ 子どもの読書活動への理解や関心の普及				
1 家庭・地域における子どもの読書活動への理解や関心の普及				
64	ブックスタート事業の実施	B	○	
65	こどもセンター・きらっ子ルームにおすすめ絵本リストの設置	A		
66	子育てふれあい広場等における啓発	A		
67	家庭教育学級等における啓発	A		
2 学校・園における子どもの読書活動への理解や関心の普及				
68	読書指導の充実	A		
69	学校だより、園だよりを活用した啓発	A		
3 図書館における子どもの読書活動への理解や関心の普及				
70	広報や図書館報を活用した啓発	A		
71	利用案内の配布・活用	A		
72	小学1年生入学時の利用登録	A		
73	講演会や講座の開催	A		
74	「子ども読書の日」の普及	A		
基本方針Ⅳ 読書活動の推進体制の整備				
1 子どもの読書活動推進体制の整備				
75	子どもの読書活動推進体制の整備	A		
2 子どもの読書に係る人材の育成				
76	子どもの読書に係る人材の育成	A		
3 資料物流システムの整備				
77	施設間の図書資料流通システムの整備の検討	C		
		A:54 B:16 C:7 計77		

※1 一人1台タブレットから図書館HPへのアクセス可となったため、項目削除予定
 ※2 令和4年5月 電子図書館導入済みのため、「導入の検討」を「利用の促進」に変更予定

習志野市子どもの読書活動推進計画 中間年度における取組内容の見直し
各所属における今後の取組 一覧表

回答部署 (関係部署)	(関連事業番号) 事業名	今後の取組
こども保育課 (幼保こ園)	(1) 本の読み聞かせや家読の推奨	施設で読み聞かせをした絵本(本)の保護者への紹介 1. 各施設に導入された、「コドモン」(保護者から施設への欠席連絡等に用いられるほか、施設からも各種連絡事項を保護者に発信できる保育業務支援システム)を活用し、各施設から保護者に、施設で読み聞かせした絵本(本)のタイトルを配信する。(絵本の表紙画像を配信する際は、書名、著者名、出版社名を要明記) 2. 施設の状況に応じ、玄関に絵本(本)の 展示をして実際に手に取れるようにする。
こども保育課 (幼保こ園) (図書館)	(69) 学校だより、園だよりを活用した啓発	未就学児向けのお勧め絵本(本)の紹介 おすすめの絵本や年齢に応じた絵本のブックリスト(図書館HPに公開済)をコドモンから配信する。あわせて、ブックリストに掲載されている本は、図書館HPの「特集本」サイトから直接予約できることも周知する。
子育て支援課 (図書館)	(2) ブックスタート事業の実施	ブックスタート事業は令和元年度まで4か月児健康相談の際に、民生委員児童委員の協力の下(平成28年度からは谷津図書館の協力も得て)、絵本とコットンバックを配付してきた。しかしながら、コロナ禍により令和2年度以降は健康支援課職員から配布する他、相談中止期間については申し出により子育て支援課窓口や最寄りの各こどもセンター等で配付している。 配付割合が低下していることから、絵本の受け取り方法について広報習志野で周知を図る予定である。
子育て支援課 (こどもセンター、きらっこルームやつ) (図書館) (社会教育課)	(32) 移動図書館の学校への巡回 (34) 出前講座の実施 (37) こどもセンター・きらっこルームにおける読書環境の充実	図書館とこどもセンター(鷺沼)・きらっこルームやつの新たな連携を図る。 1. 両施設ではコロナ禍で講座の開催を中止してきたが、再開を検討するにあたり、図書館に依頼し、保護者向けの講座(「絵本の読み聞かせ講座」や「絵本の選び方講座」)を依頼できればと考える。 2. こどもセンターにおいて、以下3点を周知し親子がより多くの絵本に親しめるきっかけを作る。 ①移動図書館の巡回予定(巡回予定は現在も施設カレンダーに掲載中) ②市役所社会教育課でも予約図書を受取りが可能となったこと ③中央図書館の読み聞かせ講座等のイベント 3. 予算の都合上、一施設での新しい図書の購入には限りがあるため、図書館の団体貸出の利用や、図書館の寄贈図書・除籍資料の提供を受けることで、親子に多様な絵本を楽しんでもらったり、子育てに悩む保護者向けに関連図書を手に取ってもらう機会を作る。
子育て支援課 (こどもセンター、きらっこルームやつ) (図書館)	(8) 絵本コーナーの設置 (65) こどもセンター・きらっこルームに おすすめ絵本リストの設置	絵本コーナーは、職員が選書し、親子で手に取れるようになっている。現在、コロナ禍で閉鎖中となっている、こどもセンターの「絵本のおへや」の再開にあたり、図書館が作成した「おすすめの絵本のリスト」や「発達障がいに関する本のリスト」の他、ポップで「先輩ママの声」、「司書さんおすすめ!」、「今月のおすすめ」など、様々な角度から本を紹介できると良いと考える。
子育て支援課 (こどもセンター、きらっこルームやつ)	(69) 学校だより、園だよりを活用した啓発	保育所等の例に倣い、こどもセンターやきらっこルームやつでも施設カレンダー等を活用し、保護者に読み聞かせの大切さや、おすすめの本を紹介する。

習志野市子どもの読書活動推進計画 中間年度における取組内容の見直し
各所属における今後の取組 一覧表

回答部署 (関係部署)	(関連事業番号) 事業名	今後の取組
指導課 (各学校) (図書館) (社会教育課)	(20) 学校司書の活用 (48) 学校図書館の効果的な運用 (68) 読書指導の充実	<p>1. 学校司書を活用した学校図書館の充実を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> 一部の学校では既に、学校司書が授業に積極的に参加して、ブックトークや資料探しの補助などを行っている。それらの取組を全市に広げていくため、学校図書主任会議をはじめとする様々な機会を利用して、活用事例の紹介等を行い、各学校間の情報共有を図っていく。あわせて、担任や児童生徒に対しても、学校図書主任や学校司書から、学校図書館でできることを積極的に周知していく。 <p>2. 学校と市立図書館の連携を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> 一部の学校と図書館では、コロナ禍で中断していた学校図書主任・学校司書・図書館職員による担当者レベルの情報交換を再開しており、学校からの要望伝達や図書館からのお知らせ等の場としている。他の学校・図書館でも同様の情報交換に取り組み新たな連携事業の展開につなげる 市立図書館において実施されている、団体貸出をはじめとする各種既存事業や、新規事業（一人一台タブレット端末への情報配信、授業での休館日開放など）について、学校図書主任や学校司書からも担任等に周知し、市立図書館の積極的な活用につなげる。
指導課	(45) 学校図書館の資料の充実 (46) 学級文庫の充実	各教科の学習内容や児童生徒のニーズを考えあわせ、各学校の実態に応じた選書を進めていく。
中央図書館 (全部署)	(1) 本の読み聞かせや家読の推奨 (36) 図書館利用の推奨	<p>家読（うちどく）マークの作成及び活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 図書館では家読をPRするため「家読マーク」を作成し、児童向けの図書館報などに使用している。作成した家読マークのデータを関係各課にも提供し、家読のPRに活用してもらう。
中央図書館 (各学校) (指導課)	(1) 本の読み聞かせや家読の推奨 (23) 児童・生徒向け図書館報の発行 (24) 児童・生徒向けブックリストの発行 (60) SNSの活用の検討	<p>市立図書館からの児童生徒向け情報の発信強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 小中学校では児童生徒に1人1台タブレット端末が貸与されていることを活用し、図書館報「ティーンズレター」「としよかんはらっぱ」や、図書館職員が小中学生に薦める本を掲載したブックリスト「よんでみて!」、新着本の情報、図書館での子ども向けイベントの情報などを、学校経由でタブレット端末に配信する。（紙媒体での配布は一部廃止）
中央図書館 (各学校) (指導課)	(31) 障がいのある子どもの読書活動の支援	<p>障がいのある子どもの読書活動の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 中央図書館のこどもとティーンズのフロア内に障がいのある子どもも楽しめるマルチメディアDAISY、点字付きさわる絵本、布の絵本等を集めた「りんごの棚」を設け、学校等にもPRを依頼し、読書支援を行う。
中央図書館 (各学校) (指導課)	(33) 中高生の図書館事業への参加	図書館休館日に中央図書館を開放し、中央図書館を会場に授業を行ってもらおう。そのなかで、児童生徒に図書館の利用方法を紹介し、読書活動や調べ学習に役立ててもらおう。
障がい福祉課 (図書館)	(31) 障がいのある子どもの読書活動の支援	市立図書館のハンディキャップサービスや電子図書館について、障がい福祉のしおりや、今後、図書館から配布されるPRチラシにより周知を図る。

習志野市子どもの読書活動推進計画の 中間年度における取り組み内容の 見直しについて

令和5年教育委員会第3回定例会

本日の報告事項

- 計画の進捗状況
- アンケート結果
- 課題に対する今後の取り組み

■ 計画の進捗状況

1. 計画に掲げた目標値の達成状況

児童・生徒向け指標

- ①読書が好きな子どもの割合
- ②月～金曜日の1日当たりの読書時間が30分以上の子どもの割合
- ③学校図書室や地域の図書館を月に1回以上利用する子どもの割合

未就学児向け指標

- ④本が好きな保護者の割合
- ⑤子どもへの読み聞かせを週1以上行っている保護者の割合
- ⑥市立図書館で月1冊以上子どもの本を借りる保護者の割合

3

■ 計画の進捗状況

1. 計画に掲げた目標値の達成状況

① 読書が好きな子どもの割合

対象	H29年度 ★計画策定時基準	R4年度	計画策定時 基準比	R7年度 目標値
小6(市)	80.7%	75.3%	-5.4%	86.0%
小6(県)	74.6%	73.7%	-0.9%	未達成
小6(国)	74.3%	73.1%	-1.2%	
中3(市)	75.5%	75.3%	-0.2%	81.0%
中3(県)	73.6%	70.2%	-3.4%	未達成
中3(国)	69.9%	68.2%	-1.7%	
高2(市)	(H30)56.6%	61.5%	+4.9%	(目標値なし)

③ 学校図書室や地域の図書館の利用回数【月1以上】

対象	H29年度 ★計画策定時基準	R4年度	計画策定時 基準比	R7年度 目標値
小6(市)	29.0%	49.4%	+20.4%	40.0%
小6(県)	35.0%			達成
小6(国)	38.6%			
中3(市)	12.2%	25.8%	+13.6%	20.0%
中3(県)	16.5%			達成
中3(国)	19.4%			
高2(市)	9.7%	3.5%	-6.2%	(目標値なし)

※昼休みや放課後、休日に本(教科書や参考書、漫画や雑誌は除く)を読んだり借りたりするために利用した回数

② 月～金曜日の、1日当たりの読書時間【30分以上】

対象	H29年度 ★計画策定時基準	R4年度	計画策定時 基準比	R7年度 目標値
小6(市)	43.0%	42.6%	-0.4%	48.0%
小6(県)	38.7%	38.4%	-0.3%	未達成
小6(国)	36.5%	36.4%	-0.1%	
中3(市)	31.2%	32.1%	0.9%	37.0%
中3(県)	31.4%	29.1%	-2.3%	未達成
中3(国)	29.2%	27.3%	-1.9%	
高2(市)	(H30) 6.7%	6.4%	-0.3%	(目標値なし)

※学校の授業時間や、教科書、参考書、漫画、雑誌を読んだ時間は除く

4

■ 計画の進捗状況

1. 計画に掲げた目標値の達成状況

④ 本が好きな保護者の割合

対象	H30年度 ★計画策定時基準	R4年度	計画策定時 基準比	R7年度 目標値
4歳児保護者(市)	78.6%	77.9%	-0.7%	84.0%

未達成

⑤ 子どもへの読み聞かせの回数【週1回以上】

対象	H30年度 ★計画策定時基準	R4年度	計画策定時 基準比	R7年度 目標値
4歳児保護者(市)	74.6%	67.6%	-7.0%	80.0%

未達成

⑥ 市立図書館で子どもの本を借りる割合【月1冊以上】

対象	H30年度 ★計画策定時基準	R4年度	計画策定時 基準比	R7年度 目標値
4歳児保護者(市)	45.6%	44.2%	-1.4%	51.0%

未達成

5

■ 計画の進捗状況

2. 計画に掲げた各事業の進捗状況

各所属への照会に基づきA～Cに分類（詳細は参考資料1）

A評価：実施予定事項が概ねできた

B評価：実施予定事項が一部できた

C評価：実施予定事項が全くできなかった

評価	A評価	B評価	C評価	計
R3年度	54事業	16事業	7事業	77事業

特に、学校と図書館の連携等が課題

6

■ アンケート結果

児童生徒や未就学児の読書に関する現状把握のため実施

対象	媒体	期間	対象者数	回答者数	回答率
小学6年生	ちば電子申請サービス	R4.9.1~R4.9.26	1,422人	1,200人	84%
中学3年生			1,289人	903人	70%
高校2年生	紙	R4.9.1~R4.9.12	316人	283人	90%
4歳児保護者	紙	R4.9.1~R4.9.12	419人	312人	74%

[設問概要] 児童生徒

- ①読書は好きか
- ②昼休みや放課後に学校図書室に行く頻度
- ③こうなればもっと学校の図書室に行くということ
- ④放課後や学校が休みの日に地域図書館に行く頻度
- ⑤こうなればもっと地域の図書館に行くということ
- ⑥普段の読書時間（平日）
- ⑦普段の読書時間（休日）
- ⑧本の入手方法
- ⑨インターネット上の無料配信小説を読むか
- ⑩こうなればもっと読書をするようになるということ

[設問概要] 4歳児保護者

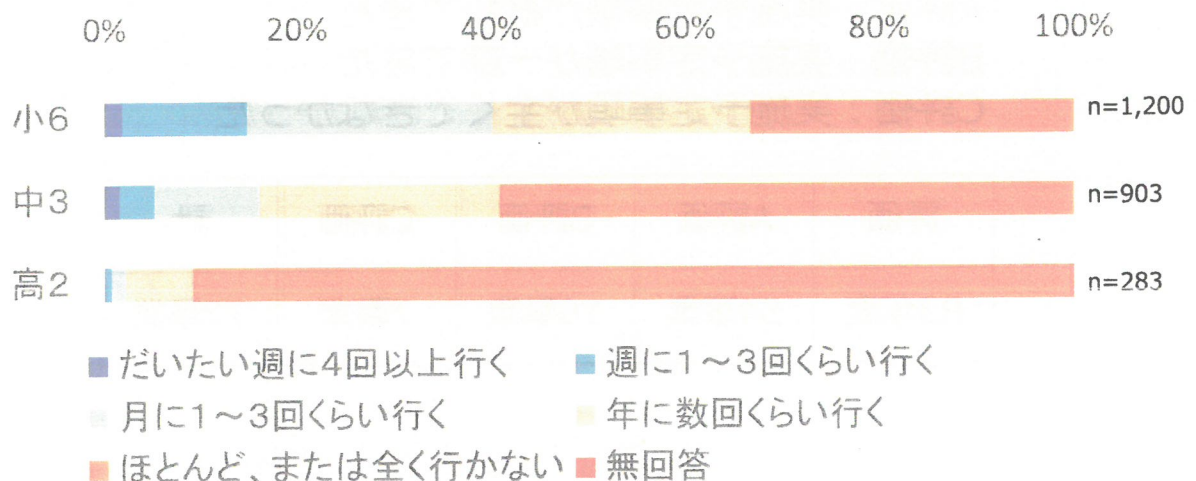
- ①読書は好きか
- ②どれくらい、子どもに読み聞かせをするか
- ③読み聞かせをしない理由（②で「全くしない」人）
- ④読み聞かせに使う本の入手方法
- ⑤図書館で月にどれくらい子どもの本を借りるか
- ⑥借りない理由はなにか（⑤で「借りない」人）
- ⑦子どもの読書活動推進のため、今後充実してもらいたいこと

7

■ アンケート結果

1. 結果抜粋[児童生徒]

問2 昼休みや放課後に、本（参考書、漫画や雑誌は除く）を読んだり、借りたりするために、学校の図書室にどれくらい行きますか



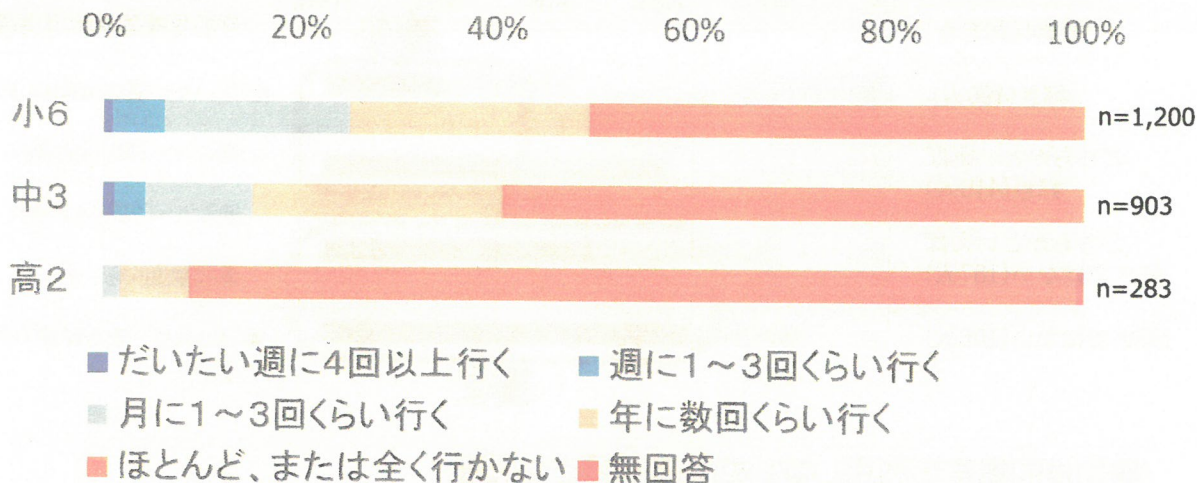
学年があがるにつれて値が低下する

8

■ アンケート結果

1. 結果抜粋[児童生徒]

問4 放課後や、学校が休みの日に、本（雑誌は除く）を読んだり、借りたりするために、地域の図書館（移動図書館もふくむ）にどれくらい行きますか

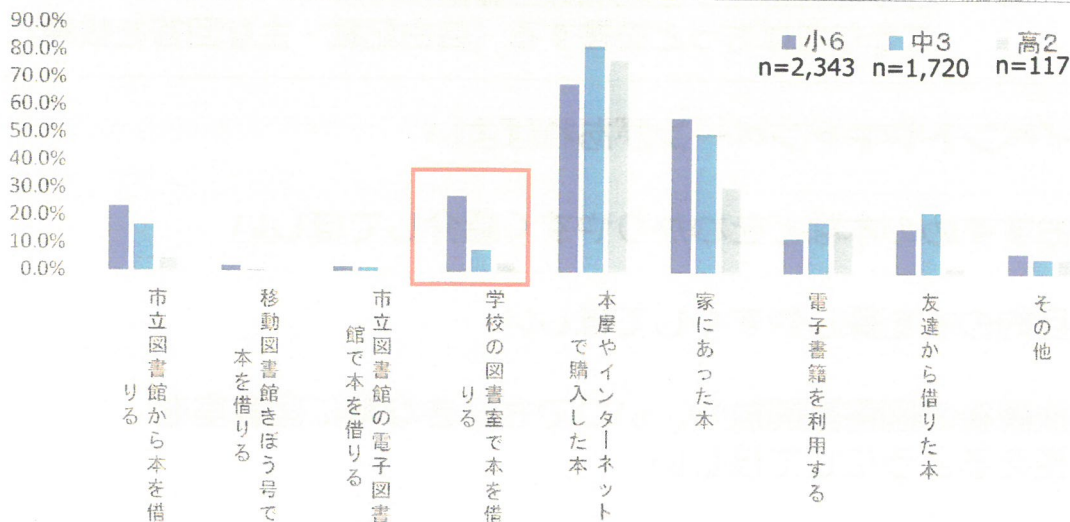


問2同様、学年があがるにつれて値が低下する。
 また、小6は学校の図書室よりも行く頻度が低い。

■ アンケート結果

1. 結果抜粋[児童生徒]

問8 本は、主にどこで入手することが多いですか。
 当てはまるものすべてを回答してください。（複数回答）

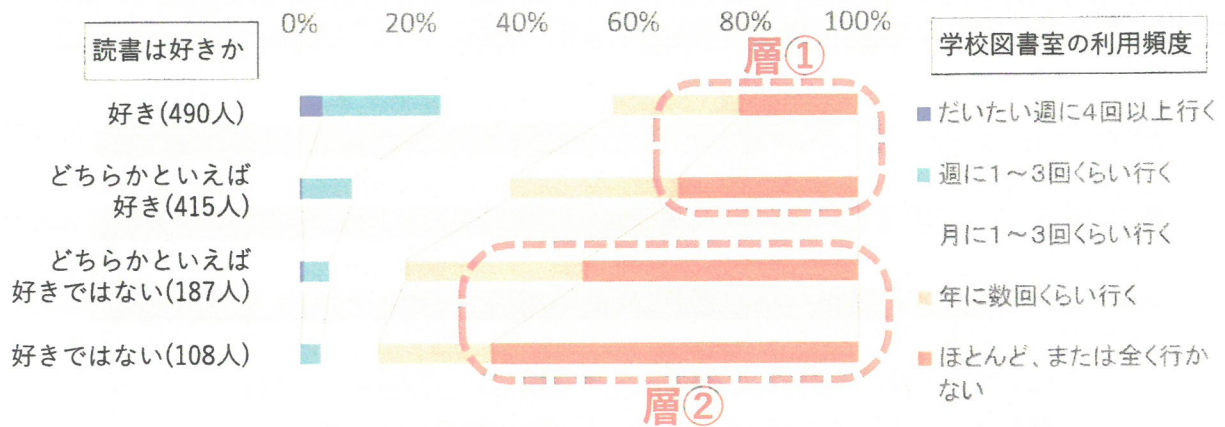


学校図書室で本を借りる人の割合は、
 小6では一定数存在するが中3では大きく減少する。

■ アンケート結果

1. 結果抜粋[児童生徒]

クロス集計
(問1 読書は好きか) × (問2 学校図書室の利用頻度) 小6 (n=1,200)



層①は図書室を利用しないが読書は好きな児童

層②は図書室を利用せず、読書も好きでない児童 ← 層②を図書室へ誘導したい

11

■ アンケート結果

1. 結果抜粋[児童生徒]

問3,5,10 こうなればもっと学校の図書室に行く
こうなればもっと地域の図書館に行く
こうなればもっと読書する (自由記載・主な回答を抜粋)

- ・ イベントやキャンペーンがあればよい
- ・ おすすめの本などをわかりやすく紹介してほしい
- ・ 目的の本を探しやすくしてほしい
- ・ 放課後の図書室開放や、いつでも好きな時に図書室を
使えるようにしてほしい
- ・ 「本の面白さがわかれば」「自分の趣味にあった本が見つければ」
など『読書のきっかけ』に言及している回答

12

■ アンケート結果

2. 結果抜粋[4歳児保護者]

問3 読み聞かせをしない理由(複数回答) (※問2で「全く読まない」と回答した人に限定)

回答	したいが時間がない	したいが子どもが興味をもたない	したいが本の入手が困難	したいが選び方がわからない	したくない	その他	回答総数	回答者数
回答数	18	6	1	1	2	4	32	28
割合	64.3%	21.4%	3.6%	3.6%	7.1%	14.3%	114.3%	

読み聞かせをしない人の半数以上は、「したいが時間がない」

問4 読み聞かせに使う本の入手方法(複数回答) (問2で「全く読まない」以外の回答をした人に限定)

回答	市立図書館から借りる	移動図書館から借りる	電子図書館から借りる	幼稚園・保育所等から借りる	本屋やインターネットで購入	家にある本を利用	電子書籍	その他	回答総数	回答者数
回答数	120	4	0	12	149	216	7	13	521	275
割合	43.6%	1.5%	0.0%	4.4%	54.2%	78.5%	2.5%	4.7%	189.5%	

本を購入している人の割合に次ぐ4割強が、図書館から借りている

問6 市立図書館で借りない理由(複数回答) (※問5で「全く借りない」と回答した人に限定)

回答	借りたいが時間がない	借りたいが近くにない	借りたくない	図書館以外で入手しており借りる必要がない	その他	回答総数	回答者数
回答数	64	27	9	69	47	216	169
割合	37.9%	16.0%	5.3%	40.8%	27.8%	127.8%	

市立図書館で借りない人の半数以上が、本当は借りたいと思っている

13

■ アンケート結果

2. 結果抜粋[4歳児保護者]

問7. 子どもの読書活動推進のため、今後充実してもらいたいこと (自由記載・主な回答を抜粋)

- ・ 幼保こども園での貸し出しの実施や再開をしてほしい
- ・ 読み聞かせに使った本を保護者に情報共有してほしい
- ・ 返却場所や借りる場所を増やしてほしい
- ・ 月齢にあった本の紹介をしてもらいたい

■ 課題に対する今後の主な取り組み内容

[児童生徒対象]

課題：

読書の面白さや、おすすめの本、各種イベントの情報などの情報発信により学校図書室や市立図書館の利用頻度を上げる

- ◆ 一人一台タブレット端末への配信 (市立図書館)
図書館報「ティーンズレター」、ブックリスト「よんでみて!」、
新着本情報、子供向けイベント情報 など
- ◆ 学校司書を活用した学校図書館の魅力化 (各学校・指導課)
学校司書が授業に参加しブックトークや資料探しを補助、
学校司書が学校図書室でできることをPR、各学校間の情報共有 など
- ◆ 学校と市立図書館の連携 (各学校・指導課・市立図書館)
授業での市立図書館の活用促進のため休館日に図書館を開放 など

15

■ 課題に対する今後の主な取り組み内容

[未就学児対象]

課題：

図書館や幼保こども園から保護者への効果的な情報発信
図書館に行きたくても行けない方への対応

- ◆ 「コドモン」を活用した保護者への情報発信 (幼保こ園)
読み聞かせた本、おすすめしたい本、年齢に即した絵本 など
- ◆ 市立図書館の事業を積極的に案内 (こどもセンター/鷺沼)
社会教育課での予約本受取、図書館の読み聞かせ講座開催 など
- ◆ 絵本等の拡充 (こどもセンター/鷺沼、きらっこルームやつ)
市立図書館の団体貸出、寄贈図書や除籍資料の活用、
市立図書館作成の各種ブックリストの配布 など

16

■ 課題に対する今後の主な取り組み内容

[その他計画の変更箇所]

◆ 事業番号54

小中学校への図書館検索システム設置の検討

→ 1人1台タブレット端末貸与に伴い、項目を廃止

◆ 事業番号62

電子図書館の導入の検討

→ 導入済みのため、電子図書館の利用の促進に変更

議案第7号

習志野市教育機関組織規則の一部を改正する規則の制定について

習志野市教育機関組織規則の一部を改正する規則を別記のように制定する。

令和5年3月22日提出

習志野市教育委員会

教育長 小熊 隆

提案理由

青少年センター事業活動を行うための補導委員について、各学校のPTA会員の負担軽減のため、構成範囲を拡大することについて改正するものである。

習志野市教育機関組織規則の一部を改正する規則

習志野市教育機関組織規則(昭和47年教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「市立学校」の次に「(市立の幼稚園、小学校及び中学校をいう。)」を加える。

第25条中「の各号」を削り、同条第3号中「市立学校」の次に「(市立の小学校、中学校及び高等学校をいう。次条第2項第1号において同じ。)の」を加える。

第26条第2項中「の各号」を削り、同項第1号中「PTA会員」を「市立学校のPTA会員及び市立学校の児童又は生徒の保護者(学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条の保護者をいう。ただし、生徒が成年に達している場合は、同条の保護者に準ずる者とする。)」に改め、同項第3号中「児童委員」を「民生委員・児童委員」に改め、同条第4項ただし書中「再任は」を「再任を」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

習志野市教育機関組織規則（昭和47年教育委員会規則第1号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(研究協力員)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 研究協力員は、市立学校の教員及びその他教育関係職員の中から所長の申出に基づいて、教育長が委嘱する。</p> <p>3・4 略</p> <p>(運営協議会)</p> <p>第25条 青少年センター運営協議会の委員は、次の各号に掲げる者の中から教育長が委嘱する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 市立学校</p> <hr/> <p>教員</p> <p>(4)～(8) 略</p> <p>(補導委員)</p> <p>第26条 青少年センターの事業活動を行うために、補導委員を置く。</p> <p>2 補導委員は120名以内とし、次の各号に掲げる者の中から教育長が委嘱する。</p> <p>(1) P T A 会 員</p>	<p>(研究協力員)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 研究協力員は、市立学校(市立の幼稚園、小学校及び中学校をいう。)の教員及びその他教育関係職員の中から所長の申出に基づいて、教育長が委嘱する。</p> <p>3・4 略</p> <p>(運営協議会)</p> <p>第25条 青少年センター運営協議会の委員は、次 掲げる者の中から教育長が委嘱する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 市立学校(市立の小学校、中学校及び高等学校をいう。次条第2項第1号において同じ。)の教員</p> <p>(4)～(8) 略</p> <p>(補導委員)</p> <p>第26条 青少年センターの事業活動を行うために、補導委員を置く。</p> <p>2 補導委員は120名以内とし、次 掲げる者の中から教育長が委嘱する。</p> <p>(1) 市立学校のP T A 会 員 及 び 市 立 学 校 の 児 童 又 は 生 徒 の 保 護 者</p>

(学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条の保護者をいう。ただし、生徒が成年に達している場合は、同条の保護者に準ずる者と

する。)

- (2) 青少年相談員
 - (3) 民生委員・児童委員
 - (4) 民間有識者
 - (5) その他関係機関団体関係者
- 3 補導委員は、所長の命を受け街頭補導及び地域における環境浄化にあたる。
- 4 補導委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- (2) 青少年相談員
 - (3) 児童委員
 - (4) 民間有識者
 - (5) その他関係機関団体関係者
- 3 補導委員は、所長の命を受け街頭補導及び地域における環境浄化にあたる。
- 4 補導委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

議案第8号

習志野市立小学校及び中学校管理規則及び習志野市立高等学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

習志野市立小学校及び中学校管理規則及び習志野市立高等学校管理規則の一部を改正する規則を別記のように制定する。

令和5年3月22日提出

習志野市教育委員会
教育長 小熊 隆

提案理由

地域と学校が、今まで以上に組織的かつ継続的に連携・協働できる体制を構築することを目的として、学校評議員制度から学校運営協議会制度へ移行することに伴い、改正するものである。

習志野市立小学校及び中学校管理規則及び習志野市立高等学校管理規則の
一部を改正する規則

(習志野市立小学校及び中学校管理規則の一部改正)

第1条 習志野市立小学校及び中学校管理規則(昭和39年教育委員会規則第1号)
の一部を次のように改正する。

目次中「第10条の7」を「第10条の6」に改める。

第10条の7を削る。

別記第9号様式中「第52条第1項」を「第47条第1項」に改める。

別記第10号様式中「第52条第2項」を「第47条第2項」に改める。

別記第11号様式中「第53条」を「第48条」に改める。

(習志野市立高等学校管理規則の一部改正)

第2条 習志野市立高等学校管理規則(昭和61年教育委員会規則第2号)の一部を
次のように改正する。

第54条の2を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

第1条 習志野市立小学校及び中学校管理規則(昭和39年教育委員会規則第1号)新旧対照表

現行	改正後(案)
<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 組織(第3条—<u>第10条の7</u>)</p> <p>第3章～附則 略</p> <p>(<u>学校評議員</u>)</p> <p><u>第10条の7</u> 学校に、<u>学校評議員</u>を置くことができる。</p> <p><u>2</u> <u>学校評議員</u>は、<u>校長</u>の求めに応じ、<u>学校運営</u>に関し<u>意見を述べることができ</u>る。</p> <p><u>3</u> <u>学校評議員</u>は、<u>当該学校の職員以外の者</u>で<u>教育に関する理解及び識見を有するもの</u>のうちから、<u>校長の推薦</u>により、<u>教育委員会</u>が<u>委嘱する</u>。</p> <p><u>4</u> <u>前3項に定めるもののほか</u>、<u>学校評議員</u>に関し<u>必要な事項は</u>、<u>教育長が別に定める</u>。</p> <p>第9号様式(<u>第52条第1項</u>)</p> <p>略</p> <p>第10号様式(<u>第52条第2項</u>)</p> <p>略</p> <p>第11号様式(<u>第53条</u>)</p> <p>略</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条・第2条)</p> <p>第2章 組織(第3条—<u>第10条の6</u>)</p> <p>第3章～附則 略</p> <p>削る</p> <p>第9号様式(<u>第47条第1項</u>)</p> <p>略</p> <p>第10号様式(<u>第47条第2項</u>)</p> <p>略</p> <p>第11号様式(<u>第48条</u>)</p> <p>略</p>

第2条 習志野市立高等学校管理規則（昭和61年教育委員会規則第2号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p><u>（学校評議員）</u> <u>第54条の2 学校に、学校評議員を置くことができる。</u> <u>2 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができ。</u> <u>3 学校評議員は、当該学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するものうちから、校長の推薦により、教育委員会が委嘱する。</u> <u>4 前3項に定めるもののほか、学校評議員に関し必要な事項は、教育長が別に定める。</u></p>	<p>削る</p>

議案第9号

習志野市第2次学校施設再生計画の中間見直しについて

習志野市第2次学校施設再生計画を別記のように改訂する。

令和5年3月22日提出

習志野市教育委員会

教育長 小熊 隆

提案理由

令和2年度から令和7年度までを計画期間とする習志野市第2次学校施設再生計画について、別紙のとおり中間見直しを行い、改訂するものである。

習志野市第2次学校施設再生計画 中間見直し(案)

1. 中間見直しについて

習志野市第2次学校施設再生計画の計画期間は、令和2年度から令和7年度までの6年間であり、計画期間の中間時点において、必要な見直しをするものです。

2. 中間見直しの内容

(1) 鷺沼小学校の建替について

鷺沼地区土地区画整理事業の実施に伴い、鷺沼小学校の移転建替えを行うこととします。そのため、令和5年度から令和7年度にかけて設計を実施する旨「第2次学校施設再生計画 実施計画」に新たに記載します。別表1参照。

(2) プールの整備について

民間プール施設の活用により、気温や天候に影響されない計画的な水泳授業の実施やプールの維持管理に係る教職員の労力やコストの削減が期待できることから、建替、長寿命化改修、大規模改修を行う際は、設計時に、民間プール施設の活用を含めて学校プールの整備の要否や内容を判断することとします。

【検討内容】

- ・水泳授業の実施が可能な民間プール施設の有無
- ・移動時間等を含めた適切な水泳授業の実施の可否
- ・工事を行った場合と、民間プール施設を活用した場合の経費の比較 など

(3) 特別教室及び体育館への空調設備の設置について

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」※(令和2年12月11日内閣官房)において設置目標が示されたことを受け、本市においては下記のとおり設置を進めることとします。

① 特別教室

校舎の建替、長寿命化改修、大規模改修を行う際に設置することとします。

また、建替及び長寿命化改修を行う際には、現在普通教室に設置されているリースの空調設備を取り外し、他の学校の特別教室に移設することとします。

なお、リースの空調設備の移設で数が足りない分は、工事により設置することとします。

② 体育館

特別教室への空調設備の設置後に検討することとします。

(4) エレベーターの整備について

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」※(令和2年12月11日内閣官房)において整備目標が示されたことを受け、本市においては校舎の建替や長寿命化改修を行う際等に整備することとします。

(5) コスト削減の徹底について

習志野市全体の財政状況を鑑み、これまで以上にコスト削減を徹底したうえで、学校施設の再生に取り組むこととします。

※防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策

…気象災害、大地震、インフラの老朽化に対応し、国民の生命・財産を守り、国家・社会の重要な機能を維持するために令和3年度～令和7年度の間重点的に取り組む123の対策。公立小中学校施設の防災機能強化対策や老朽化対策についても含まれている。

第2次学校施設再生計画 実施計画 中間見直し(案)

現在		:設計		:工事			
学校	工事区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
小学校	大規模改修 (トイレ改修含む)		実朮小学校	実朮小学校	実朮小学校		
					袖ヶ浦東小学校	袖ヶ浦東小学校	袖ヶ浦東小学校
		谷津南小学校	谷津南小学校	谷津南小学校			
	長寿命化改修		屋敷小学校	屋敷小学校	屋敷小学校	屋敷小学校	屋敷小学校
				藤崎小学校	藤崎小学校	藤崎小学校	藤崎小学校
						実花小学校	実花小学校
		向山小学校	向山小学校	向山小学校	向山小学校	向山小学校	
	建替	谷津小学校	谷津小学校				
		大久保小学校	大久保小学校	大久保小学校	大久保小学校	大久保小学校	
				大久保東小学校	大久保東小学校	大久保東小学校	大久保東小学校
中学校	長寿命化改修		第一中学校	第一中学校	第一中学校	第一中学校	
							第六中学校
	建替	第二中学校	第二中学校	第二中学校	第二中学校	第二中学校	
							第三中学校
市立高校	該当なし						



見直し		:設計		:工事				
学校	工事区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
小学校	大規模改修 (トイレ改修含む)		実朮小学校	実朮小学校	実朮小学校			
					袖ヶ浦東小学校	袖ヶ浦東小学校	袖ヶ浦東小学校	
		谷津南小学校	谷津南小学校	谷津南小学校				
	長寿命化改修		屋敷小学校	屋敷小学校	屋敷小学校	屋敷小学校	屋敷小学校	
				藤崎小学校	藤崎小学校	藤崎小学校	藤崎小学校	
						実花小学校	実花小学校	
		向山小学校	向山小学校	向山小学校	向山小学校	向山小学校		
	建替	谷津小学校	谷津小学校					
		大久保小学校	大久保小学校	大久保小学校	大久保小学校	大久保小学校		
				大久保東小学校	大久保東小学校	大久保東小学校	大久保東小学校	
中学校	長寿命化改修					鷺沼小学校	鷺沼小学校	鷺沼小学校
			第一中学校	第一中学校	第一中学校	第一中学校	第一中学校	
	建替	第二中学校	第二中学校	第二中学校	第二中学校	第二中学校		
							第六中学校	
市立高校	該当なし					第三中学校		

太枠については、第1期計画からの継続(建替:谷津小、大久保小学校(設計)、大規模改修工事:谷津南小学校)
注1 計画期間においても、毎年、計画の進行管理を行う中で必要に応じた見直しを行うものとします。

太枠については、第1期計画からの継続(建替:谷津小、大久保小学校(設計)、大規模改修工事:谷津南小学校)
注1 計画期間においても、毎年、計画の進行管理を行う中で必要に応じた見直しを行うものとします。